

## 平塚市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民票の写し等が不正取得された場合における、本人への通知等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する、次に掲げる証明書等をいう。
  - ア 住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し
  - イ 住民票記載事項証明書
  - ウ 戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）
  - エ 戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書又は一部事項証明書（それぞれ除かれたものを含む。）
  - オ 戸籍の謄本又は抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）
  - カ 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。）
  - キ 届出書の記載事項証明書
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、当該交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等に係る交付請求書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（当該交付請求対象者の法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

### (本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し廃棄されているとき、又は本人の死亡その他の理由で通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったとき。
- (2) 国、県その他関係機関からの通知により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行ったことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本人が当該住民票の写し等の不正取得の事実を知り得ている場合は、通知しないことができる。

(通知の方法)

第4条 前条の規定による通知は、住民票の写し等の不正取得に係る通知書（別記様式）により行うものとする。

2 前項の通知書により通知する事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求対象者の氏名
- (2) 請求の種別及び通数
- (3) 請求の住所又は戸籍の表示
- (4) 利用目的に関する事項
- (5) 交付年月日
- (6) 前各号の掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(通知後の対応)

第5条 市長は、第3条の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第6条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対して、再発防止への取組を要請するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様

平塚市長 氏 名

住民票の写し等の不正取得に係る通知書

日頃から、市政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、あなた様の住民票の写し等が不正に取得されたことが判明いたしましたので、平塚市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱（平成27年4月1日施行）第3条の規定により通知いたします。

なお、この通知に関して御不明な点がありましたら、市民部市民課証明担当までお問い合わせください。

- （1）請求対象者の氏名
- （2）請求の種別及び通数
- （3）請求の住所又は戸籍の表示
- （4）利用目的に関する事項
- （5）交付年月日
- （6）その他

以 上

問い合わせ先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市市民部市民課証明担当

電 話 0463-21-8773（直通）